

第2期 地域福祉計画

2024 ▶ 2033
(令和6年度～令和15年度)

令和6年●月

北海道岩見沢市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	地域福祉計画とは	1
2	計画策定の趣旨	2
3	岩見沢市地域福祉計画の位置づけ	3
4	計画期間	7
5	策定体制	7
第2章	地域福祉を取り巻く現状と課題	8
1	岩見沢市の概況	8
2	福祉サービスを必要とする人	13
第3章	計画の理念・目標・体系	19
1	基本理念	19
2	基本目標	19
3	計画体系	20
第4章	施策の展開	21
1	計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	21
2	計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり	25
3	計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり	29
第5章	計画の継続的な推進と評価	33
1	市民、事業者、行政（市）による計画の推進	33
2	社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進	34
3	計画の進捗状況の把握と評価	34
4	財政基盤の確立	34
資 料		
	岩見沢市地域共生社会推進協議会設置要綱	35
	岩見沢市地域共生社会推進協議会委員名簿	37

第1章 | 計画策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、「自治体が地域福祉を推進するために目標を設定し、それを達成するための手段を総合的に構想、提示するもの」であり、社会福祉法第107条によって地域福祉計画を策定する事は自治体の努力義務とされています。

地域の高齢者、障がい者、子どもなど各分野に共通する事項について横断的視点で定める「上位計画」として位置づけられており、地域共生社会(※)の実現のため、地域福祉をどう推進していくかを定めるものです。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

※ 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

2 計画策定の趣旨

これまで福祉サービスは高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、充実・発展してきました。

しかしながら、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、対象者ごとの各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などによって、複合的な課題を抱える世帯への対応や制度が対象としていない生活課題への対応など、ニーズは多様化・複雑化してきており、既存の縦割りのシステムにはさまざまな課題が生じています。

また、人口減少に伴い、労働力人口が減少する中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくために、行政やサービス提供側の人材確保も重要な検討課題となっています。

福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできるまちを実現する必要があります。

だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせるまちを目指し、高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとの垣根を超えて、必要な福祉サービス等を提供し生活を「ささええる福祉」、障がいの有無や年齢等に関わらず人と人が「つながる福祉」、福祉を高めるため市民自らが「さんかする福祉」に基づいた、「地域共生社会」を実現するため、市民や地域団体・事業者・地元企業・行政などが、それぞれの役割のなかで互いに力を合わせる関係をつくるとともに、地域の状況に合わせて、適切な福祉サービスの提供体制を構築するなど、「自助」「互助・共助」「公助」を包括的かつ重層的(※)に組み合わせた、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める、岩見沢市地域福祉計画を策定します。

※ 包括的かつ重層的

困りごとに対する支援のニーズが複雑化・複合化する中、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような課題に対応するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、まち全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」および「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備することが求められています。本計画では、分野を問わず、様々な支援を一体的に行うことを、「包括的かつ重層的」という言葉で表現しています。

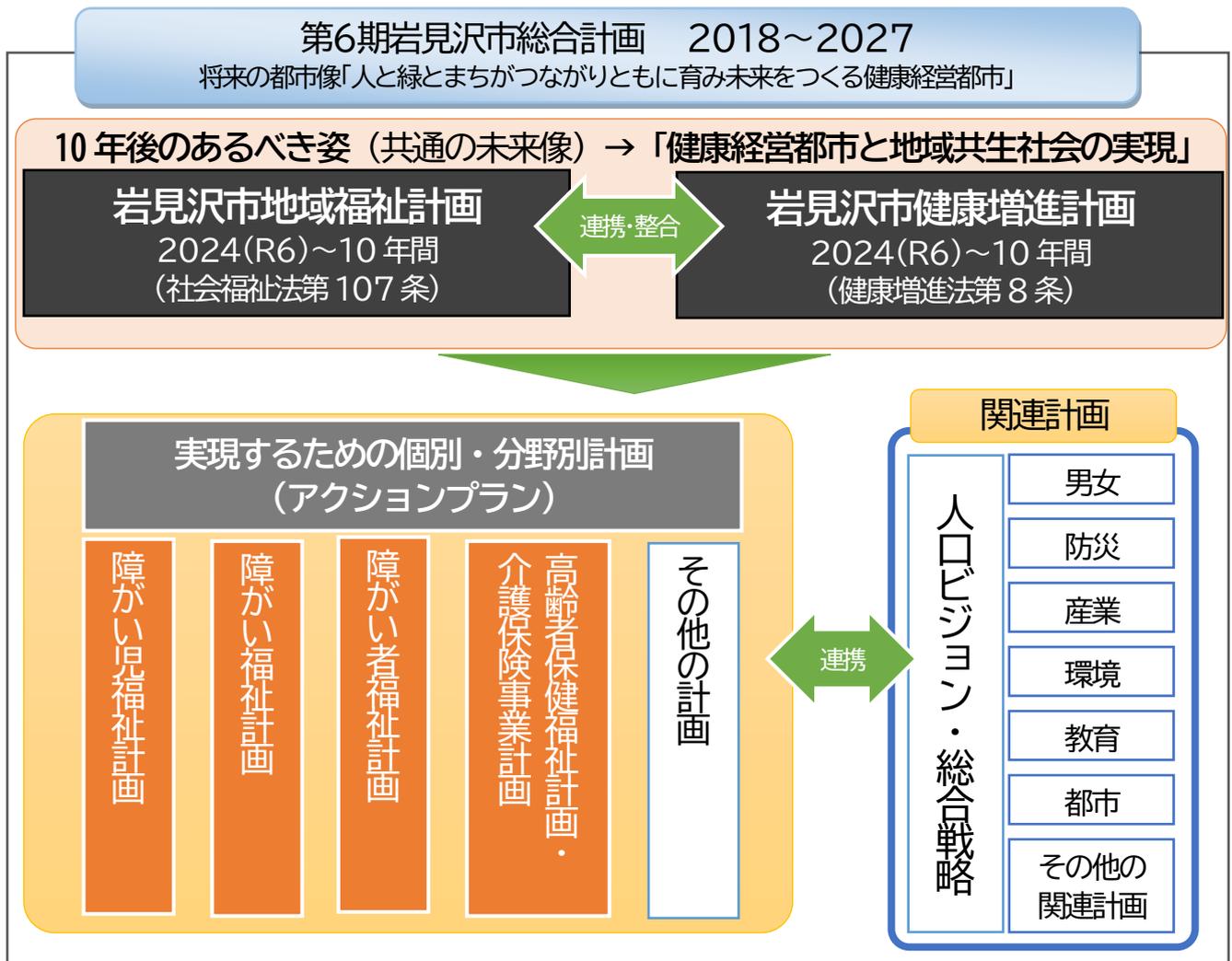
3 岩見沢市地域福祉計画の位置づけ

岩見沢市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、(1)第6期岩見沢市総合計画に掲げる将来の都市像「人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる健康経営都市」の実現に向けて、地域福祉分野の施策を具体化するための計画です。

また、(2)保健福祉関連分野の各種計画（「岩見沢市健康増進計画」、「岩見沢市高齢者保健福祉計画」、「岩見沢市介護保険事業計画」、「岩見沢市障がい者福祉計画」、「岩見沢市障がい福祉計画」、「岩見沢市障がい児福祉計画」）に基づく施策を総合的に推進するための理念と地域福祉の推進のために必要な個別施策の展開を内容とします。

さらに、地域の福祉活動の拠点である岩見沢市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携して展開される計画です。

なお、この地域福祉計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。



(1) 第6期岩見沢市総合計画 [2018(H30)年度～2027(R9)年度]

第6期岩見沢市総合計画は、「市民主体による協働のまちづくり」、「地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり」、「次世代につなげる持続可能なまちづくり」を基本的な視点として、将来の都市像を「人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市」と定め、その実現に向けた6つの基本目標に沿って、まちづくりを進めています。

- | | |
|-------|----------------------|
| 基本目標1 | 地域で支え合う 安心・安全なまち |
| 基本目標2 | みんなが健康で元気に暮らせるまち |
| 基本目標3 | 活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち |
| 基本目標4 | 豊かな心と生きる力をはぐくむまち |
| 基本目標5 | 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち |
| 基本目標6 | 市民とともに創る 持続可能で自立したまち |

(2) 保健福祉関連計画

岩見沢市健康増進計画 [2024(R6)年度～2033(R15)年度]

【基本理念】

すべての市民一人ひとりが、健康で生きがいをもって暮らすことができる「人もまちも企業も元気で健康」なまちづくりを進めます。

【基本目標】 健康寿命の延伸

個人の行動と健康状態の改善に加え、個人をとりまく社会環境整備や、その質の向上を通じて健康寿命の延伸を実現します。

【活動方針】 人もまちも企業も元気で健康

「健康寿命の延伸」を総合的にかつ効果的に展開するため、「人もまちも企業も元気で健康」を基本方針とし、健康づくりを進めます。

岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）[2024(R6)年度～2026(R8)年度]

【基本理念】 人もまちも元気で健康に

だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせる共生社会を実現します

【基本方針】

住み慣れた地域で共に支え合い、生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり

【中長期的な課題】

- ①地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現
- ②介護保険制度持続可能性の確保

【基本目標】

- ①住み慣れた地域での安全・安心な継続した生活の実現
- ②健康で生きがいに満ち、活躍できる地域社会の実現
- ③介護保険制度の円滑な運営

岩見沢市障がい者福祉計画（第3期）[2021(R3)年度～2026(R8)年度]

【基本理念】

だれもが自分らしく地域の中で暮らせる共生のまちづくり

【基本目標】

- ①地域における生活支援体制の充実
- ②障がい児支援体制の充実、
- ③自立と社会参加の促進
- ④バリアフリーの地域づくりの実現

【9つの施策】

- ①生活支援 ②保健・医療 ③療育・教育 ④地域移行 ⑤社会参加
- ⑥就労支援 ⑦権利擁護・理解の促進 ⑧生活環境 ⑨情報・コミュニケーション

岩見沢市障がい福祉計画（第7期）、岩見沢市障がい児福祉計画（第3期）

[2024(R6)年度～2026(R8)年度]

【基本理念】

- ①障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組み
- ⑤障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい福祉人材の確保と定着
- ⑦障がいのある方の社会参加を支える取組みの定着

【基本目標】

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行目標
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標
- ③地域生活支援の充実目標
- ④福祉施設から一般就労への移行目標
- ⑤障がい児支援の提供体制の整備目標
- ⑥相談支援体制の充実・強化
- ⑦障害福祉サービス等の質の向上

4 計画期間

第2期地域福祉計画は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
総合計画	第6期岩見沢市総合計画 (H30～R9)																			
地域福祉計画	岩見沢市地域福祉計画 (H29～R5)									第2期地域福祉計画 (R6～R15)										
健康増進計画	岩見沢市健康増進計画 (H27～R5)										第2期岩見沢市健康増進計画 (R6～R15)									
高齢者保健福祉計画・ 介護保健事業計画	第6期 (H27～29)			第7期 (H30～R2)			第8期 (R3～R5)			第9期 (R6～R8)										
障がい者福祉計画	第2期 (H27～R2)						第3期 (R3～R8)													
障がい福祉計画	第4期 (H27～29)			第5期 (H30～R2)			第6期 (R3～5)			第7期 (R6～R8)										
障がい児福祉計画				第1期 (H30～R2)			第2期 (R3～5)			第3期 (R6～R8)										

5 策定体制

地域福祉計画の策定にあたっては、市民の計画策定への主体的な参加が重要であることから、健康・福祉分野の横断的な協議会である地域共生社会推進協議会での検討やパブリックコメントを踏まえ、計画を策定しました。

(1) 岩見沢市地域共生社会推進協議会

地域共生社会の実現に向け、健康・福祉分野の有識者、福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等から推薦を受けた委員、公募により選任された委員により構成される横断的な協議会「岩見沢市地域共生社会推進協議会」において計画策定に向けた検討を行いました。

(2) 岩見沢市地域福祉計画策定のためのパブリックコメント

計画策定にあたり、計画素案の内容を公表し、市民から寄せられた意見を計画に反映させるためパブリックコメントを実施します。

実施期間：令和6年 月 日（ ）～令和6年 月 日（ ）

提出意見： 件

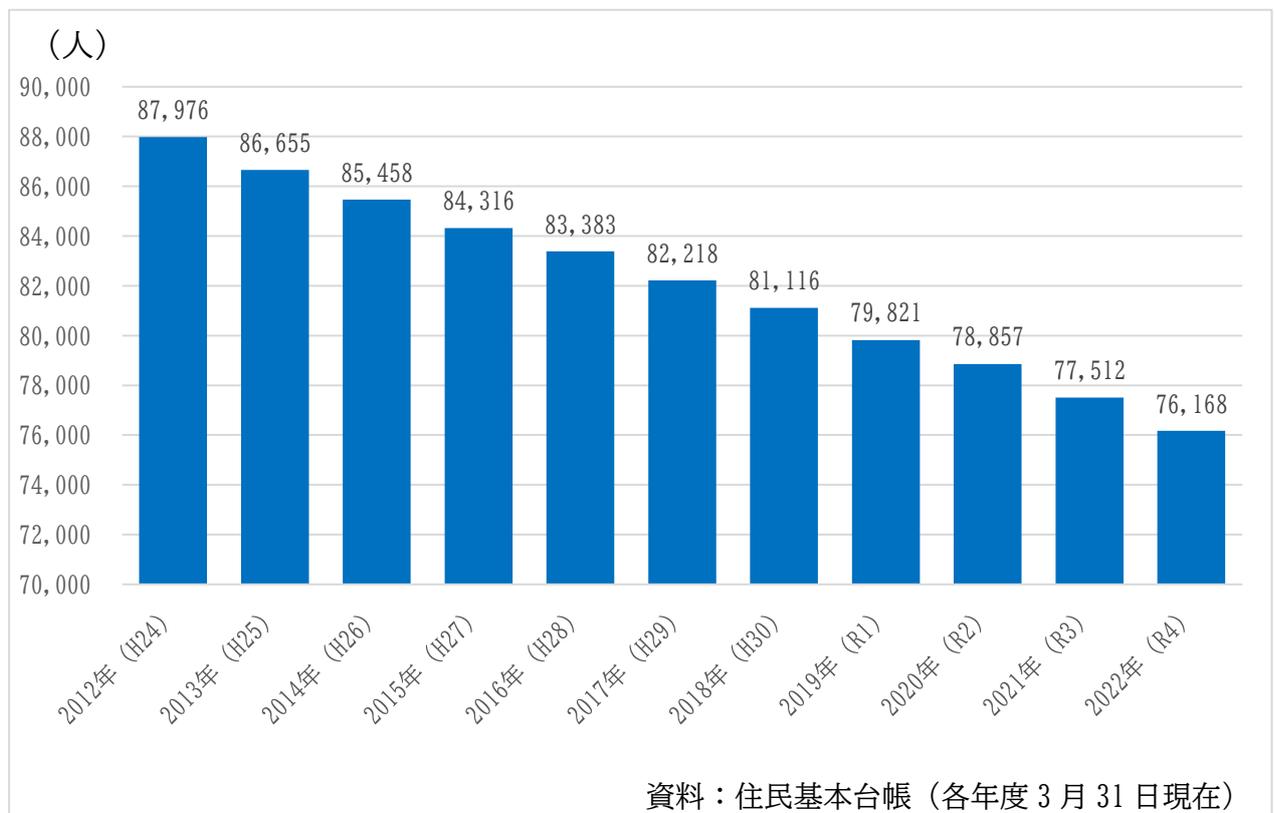
第2章 | 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 岩見沢市の概況

(1) 人口

令和5年3月31日現在の人口は76,168人で、近年、減少を続けており、平成24年から令和4年までの10年間に11,808人減少しています。

図表2-1-1 人口の推移

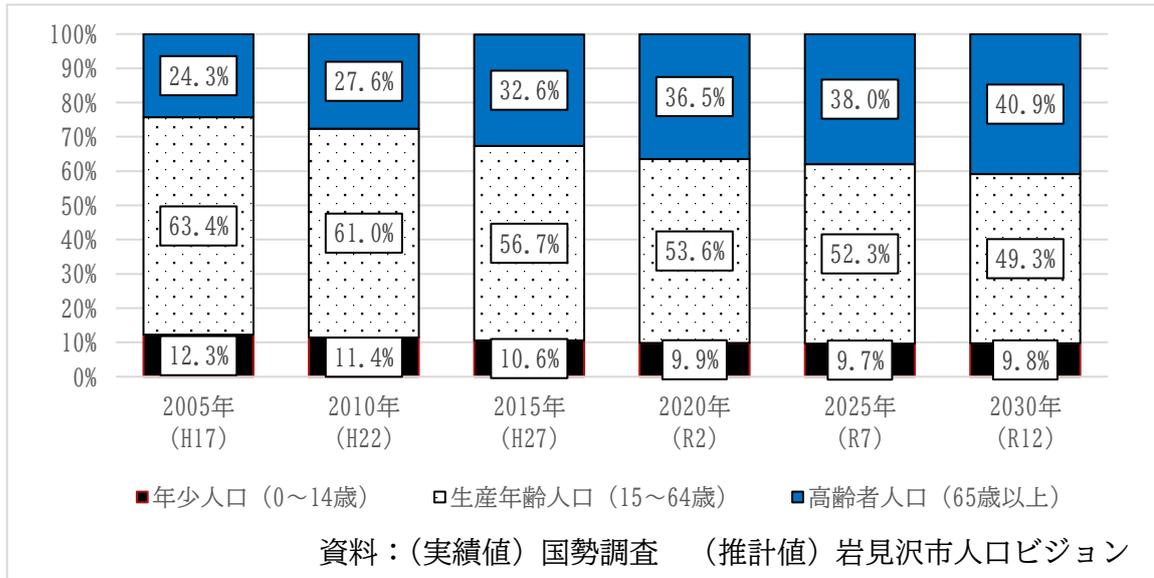


(2) 年齢構成

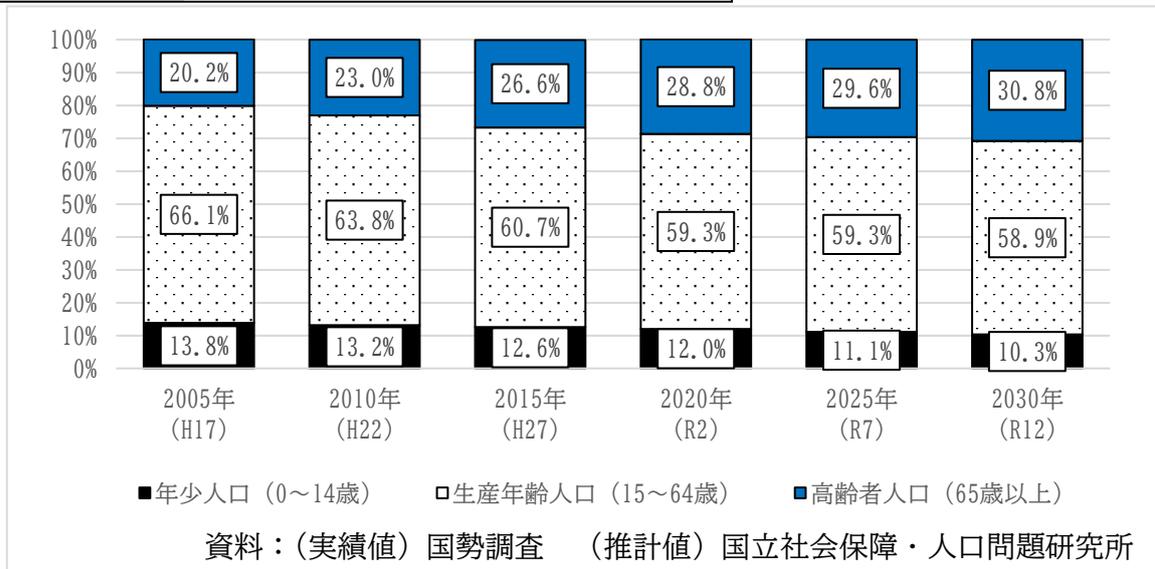
年齢階層別の人口を全国の状況と比較してみると、令和2年10月1日時点で、高齢者人口の割合は36.5%で、全国の28.8%よりも7.7ポイント高く、年少人口の割合は9.9%で、全国の12.0%よりも2.1ポイント低くなっています。

高齢者人口割合、年少人口割合からみると、岩見沢市は全国平均より高齢化が進んでいるといえます。

図表2-1-2 年齢階層別人口割合の推移（岩見沢市）



図表2-1-3 年齢階層別人口割合の推移（全国）

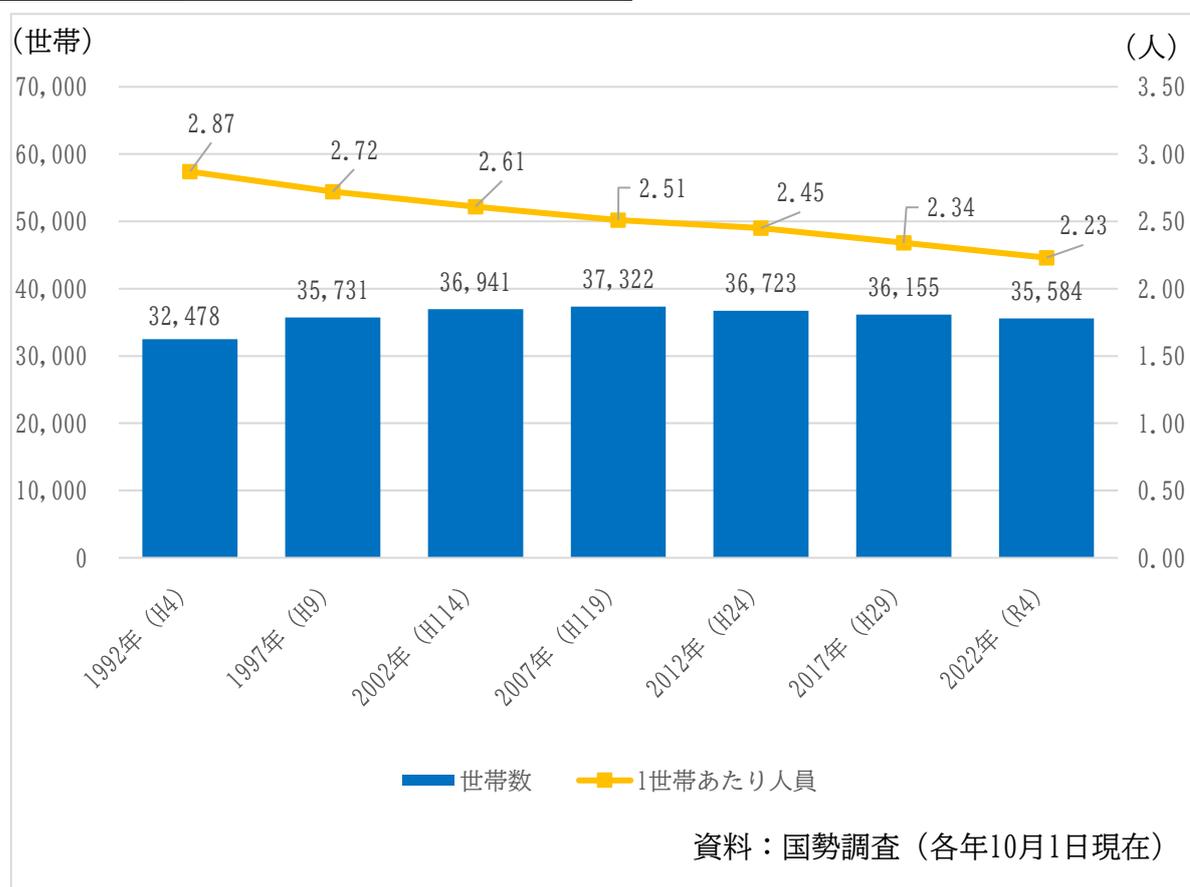


※年少人口、生産年齢人口、老年人口の構成比は端数調整をしていないため合計が100%にならない場合があります。

(3) 世帯数

世帯数は、平成4年には32,478世帯だったものが、令和4年には35,584世帯となり、3,106世帯増加しています。しかしながら、1世帯あたり人員は2.87人から2.23人へと減少し、一人暮らし世帯、核家族世帯等が増えていることがうかがえます。

図表2-1-4 世帯数及び1世帯あたり人員

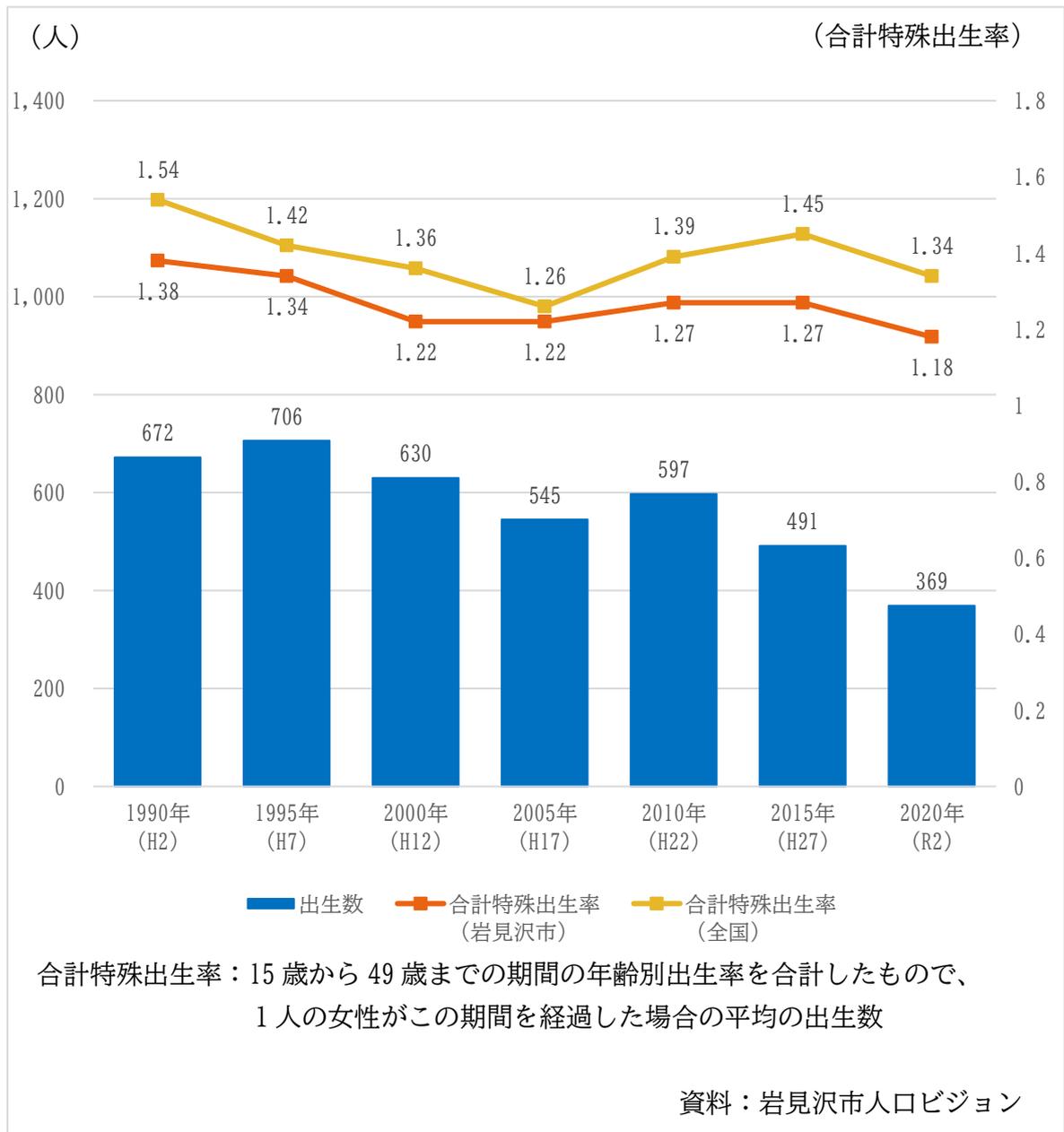


(4) 出生数及び合計特殊出生率

出生数は、平成2年に672人だったものが、令和2年には369人となり、303人減少しています。

また、出生率を全国の状況と比較してみると、各年とも低く、令和2年には、全国の1.34よりも0.16ポイント低くなっています。

図表2-1-5 出生数及び合計特殊出生率

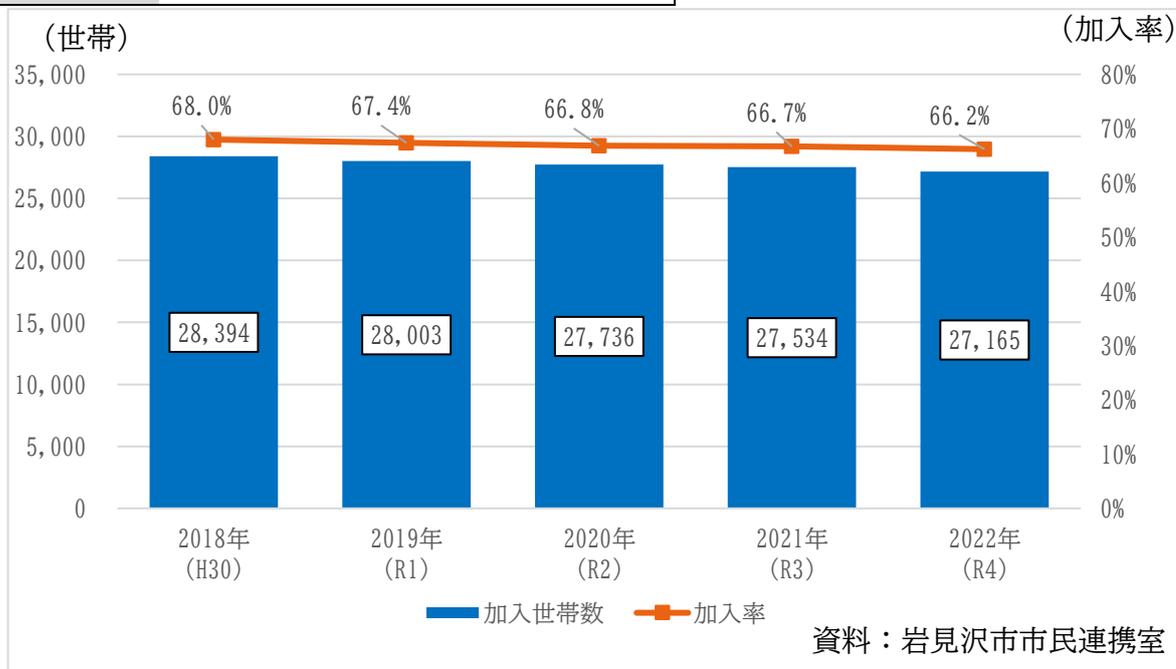


(5) 町会・自治会への加入状況

町会・自治会への加入状況は全世帯の約7割が加入しています。

一方、町会・自治会への加入世帯数、加入割合ともに年々低下しています。

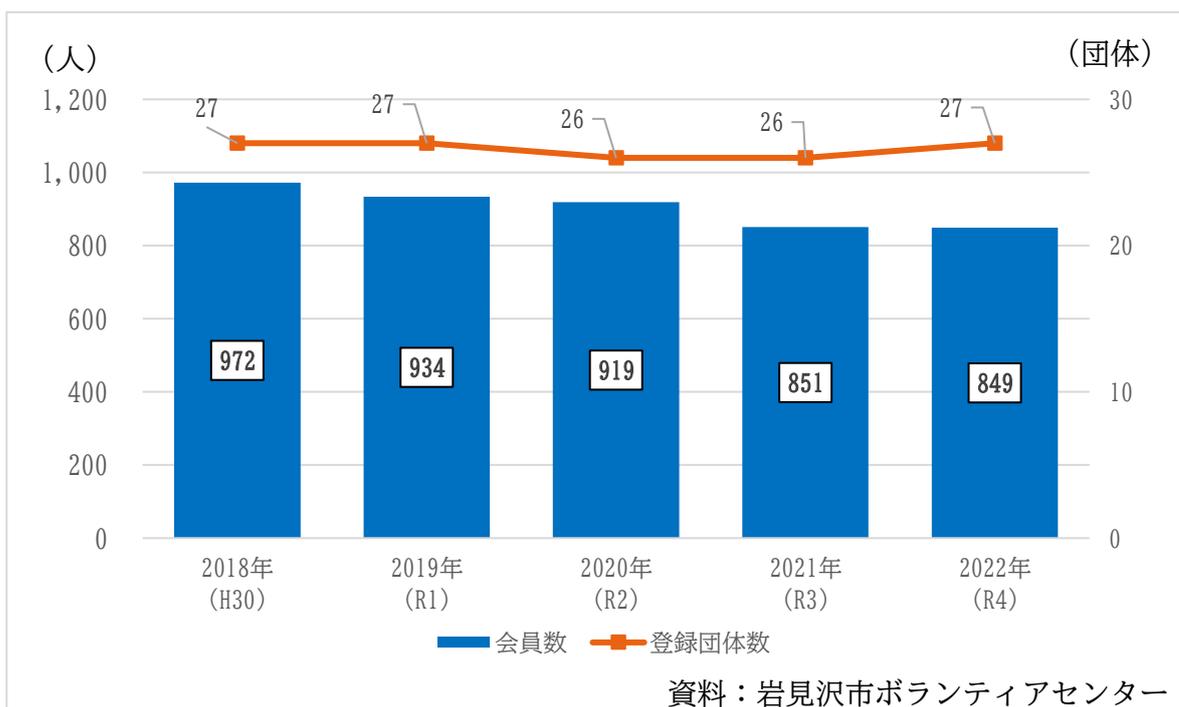
図表2-1-6 町会・自治会加入世帯数の推移



(6) ボランティアセンターへの登録団体状況

ボランティアセンターへの登録団体数は横ばいですが、各団体の会員数は年々減少傾向にあります。

図表2-1-7 ボランティアセンター登録団体会員数の推移



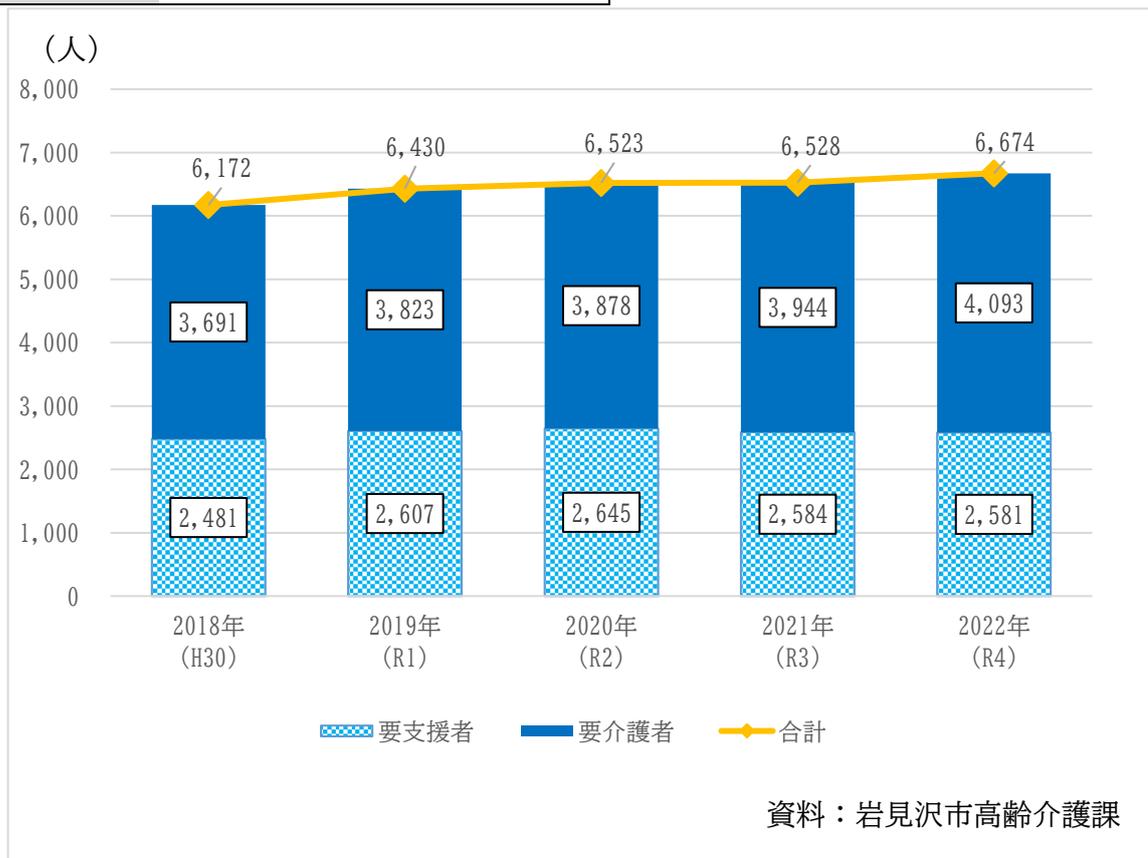
2 福祉サービスを必要とする人

(1) 要支援・要介護者

高齢者の増加に伴い、介護保険制度における要介護者数は年々増加しています。

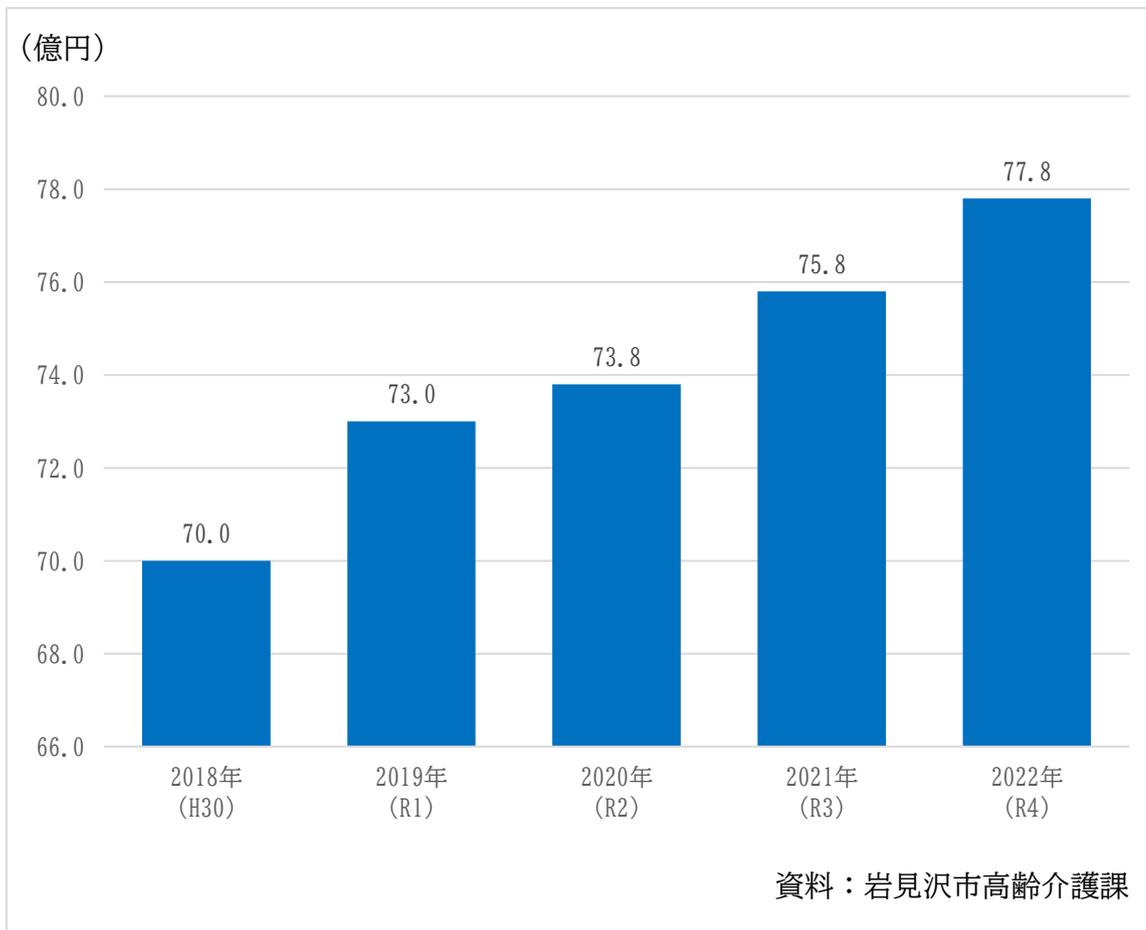
要支援・要介護者の合計者数は、平成30年には6,172人だったものが、令和4年には6,674人と、502人増加しています。

図表2-2-1 要支援・要介護者数の推移



また、要支援・要介護者の増加に伴い、介護保険サービスにかかる介護給付費は年々増加しています。平成30年には、70.0億円であったのが、令和4年には、77.8億円となり、7.8億円増加しています。

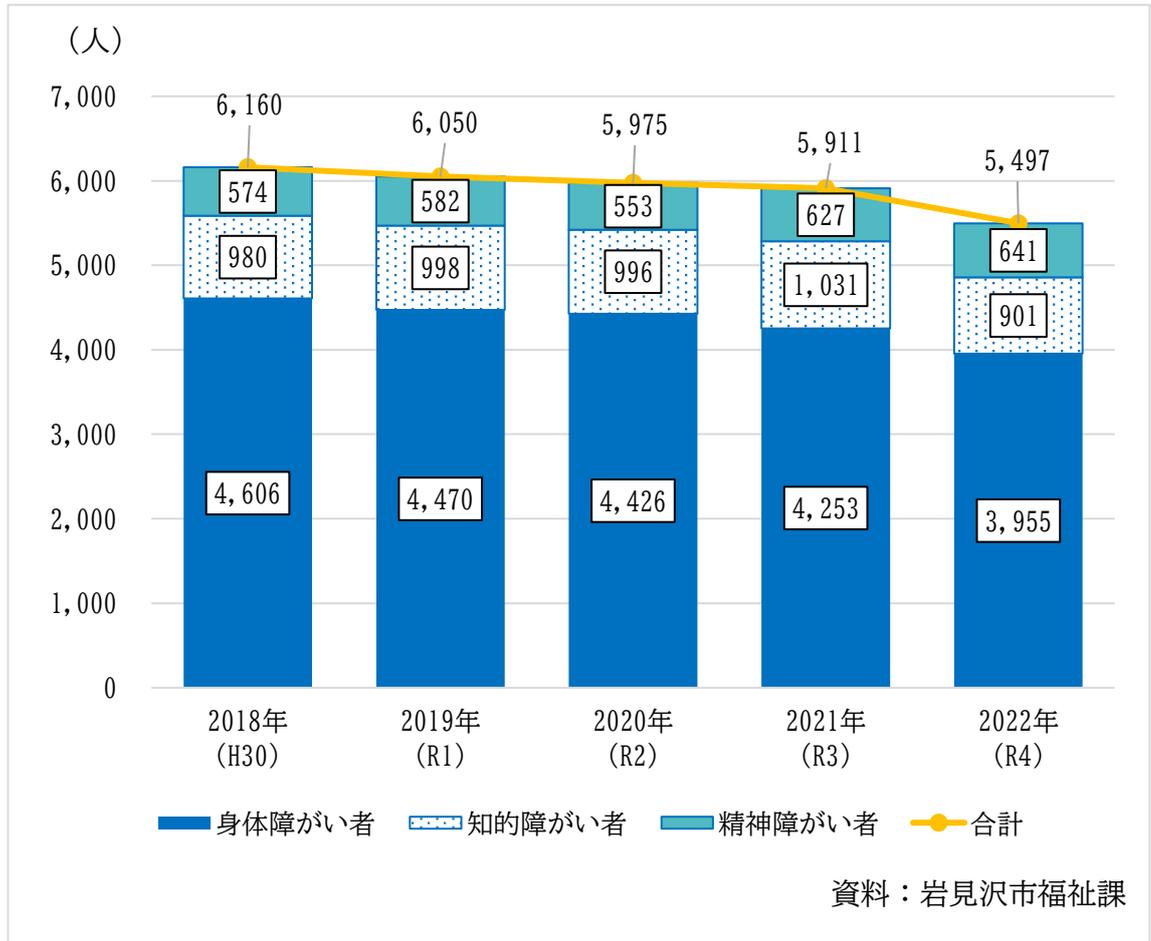
図表2-2-2 介護給付費の推移



(2) 障がい者

障がい者数（障がい者手帳所持者数）は、精神障がい者は平成30年と比べ増加している一方、身体障がい者および知的障がい者は減少しており、全体の合計者数は年々減少しています。

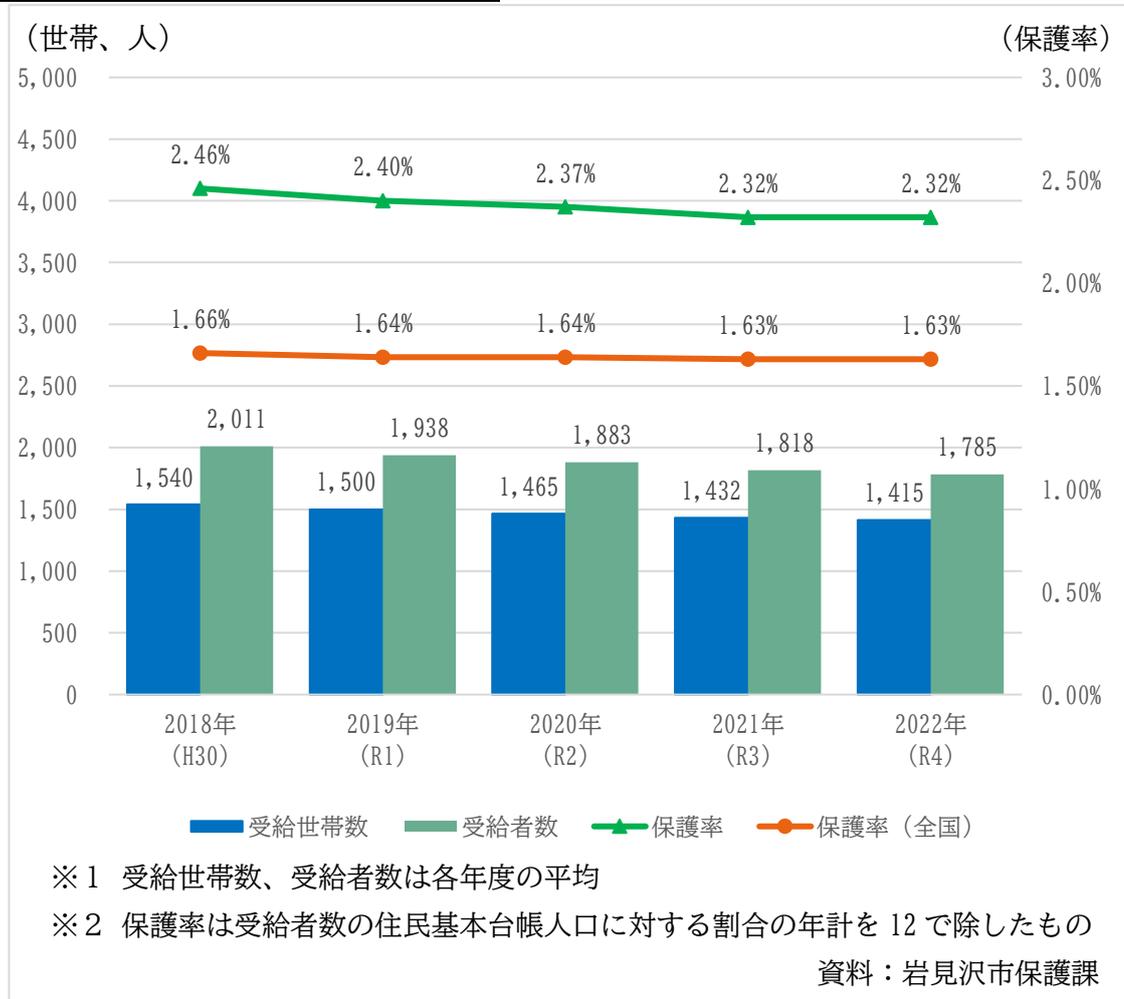
図表2-2-3 障がい者数の推移



(3) 生活保護受給者

生活保護は、受給者数及び世帯数ともに年々減少しています。保護率は、平成30年度に2.46%だったものが、令和4年度には2.32%と0.14ポイント低くなっています。

図表2-2-4 生活保護受給者の推移



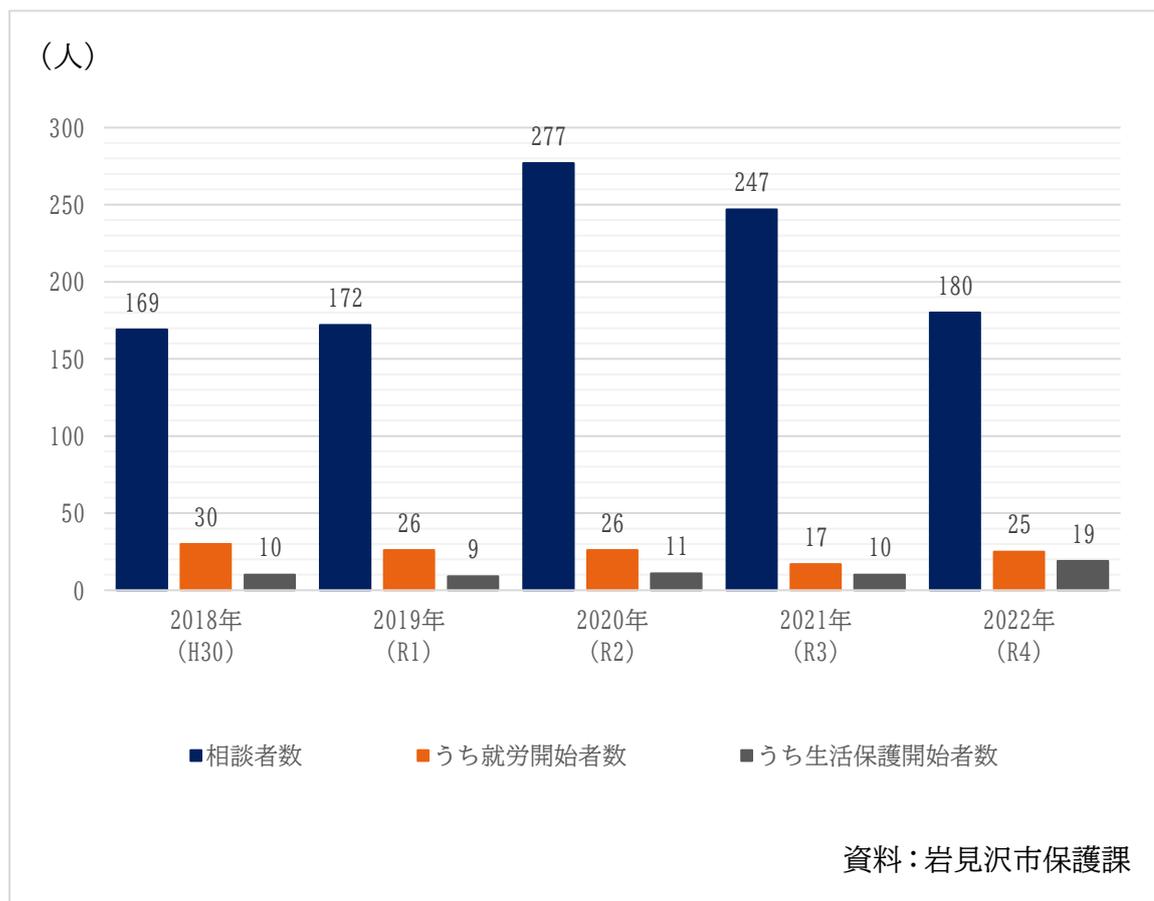
(4) 生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対し、平成25年10月から全国に先駆けて国のモデル事業実施自治体として岩見沢市生活サポートセンターりんく（以下「りんく」）を開設し、生活困窮者の自立の促進に向けて支援しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度以降、社会福祉協議会の貸付や生活困窮者の支援制度を利用する方が増加しており、いずれも利用条件として、自立相談支援機関（りんく）への相談が必須となっていたことから相談者が増加したものの、制度の利用が落ち着いたこともあり、令和4年度は以前の状況に戻っています。

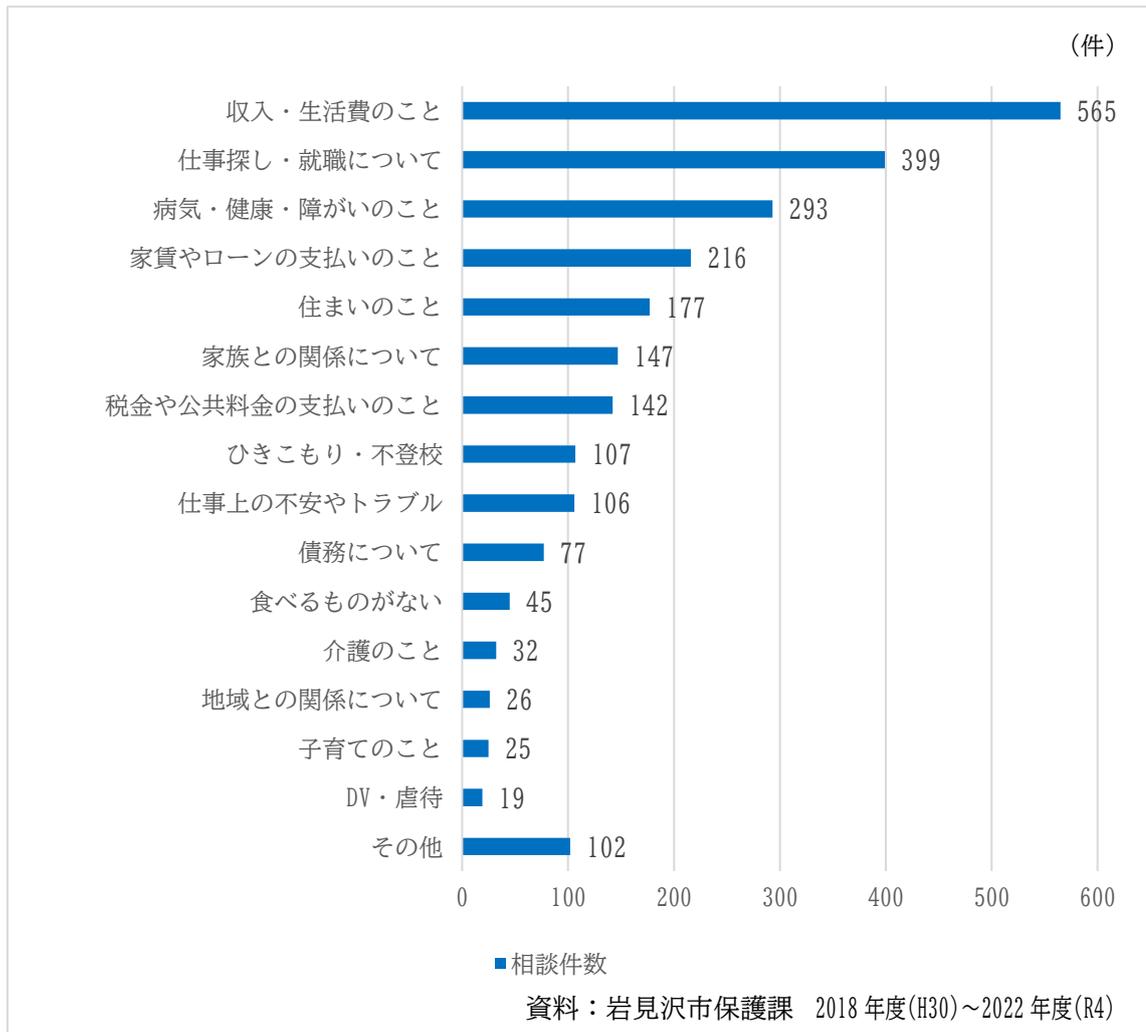
就労開始者数は、コロナ禍の令和3年度は減少してはいるものの、ほぼ横ばいとなっています。また、相談を受けたものの、すぐには安定した収入を得ることができないなどの理由から、やむを得ず生活保護の申請に至る方も一定数見受けられます。

図表2-2-5 生活困窮者の相談者数（岩見沢市生活サポートセンターりんく）



りんくへの相談内容は、「収入・生活費のこと」「仕事探し・就職について」といった相談が多く、これらの相談に対応するため、求人検索端末機の設置やハローワークの出張相談による職業適性検査、無料職業紹介事業等を実施するほか、直ちに就職活動をすることが難しい方に、社会生活に必要な基礎能力の習得や就労に向けたステップアップが図られるよう多様な支援プログラムを行っています。

図表2-2-6 生活困窮者の相談内容・件数 (岩見沢市生活サポートセンターりんく)



第3章 | 計画の理念・目標・体系

ビジョン

Goal

多様な世代がともに自分らしく心豊かに健康で
幸せに暮らせる持続可能な社会の実現

ありたい姿

人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、
市民一人ひとりが健康で、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域福祉の推進 = 共生社会の実現

1 基本理念

人もまちも元気で健康に

だれもが、助け合い、支え合いながら、
明るく元気に暮らせる**共生社会**を実現します

2 基本目標

I 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

必要などきに必要な福祉サービスの情報を入手し、利用できる仕組みづくりを進めるとともに、気軽に相談できる身近な相談窓口の設置を進めるなど、市民が福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。

II 地域の社会資源を育む環境づくり

市民や事業者、市がそれぞれの役割を認識し、互いに連携、協力して福祉のまちづくりを進めるとともに、災害時においても、必要な手助けやサービスが必要としている人々に行き届くよう、福祉を担う人材や情報、サービス等の社会資源の充実と環境づくりを進めます。

III 福祉活動への参加が活発な地域づくり

町会・自治会などの地域コミュニティ活動の充実を支援するとともに、広報活動やボランティア活動の支援を通して、地域福祉の理念の普及と共有化を図り、市民一人ひとりが地域福祉を主体的に捉え、積極的に福祉活動に参加できる地域づくりを進めます。

3 計画体系

基本理念	計画目標	基本目標	基本施策	具体的な施策	
人もまちも元気で健康に くだれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせる共生社会を実現します。	Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	i 安心して利用できる福祉サービスの充実	1 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供	①民生委員児童委員活動の充実	
				②福祉に関する情報の提供	
			2 重層的な見守り、支援のための仕組みづくり	③多機関連携による包括的な支援体制の構築	
				④定期的なニーズ調査の実施	
		ii 福祉サービスを確実に提供するための支援の強化	3 生活に困りごとを抱える方への支援	⑤生活困窮者自立支援事業の実施	
				⑥子どもの貧困対策の強化	
				⑦再犯防止の推進	
			4 高齢者等の孤立の防止	⑧集いの場づくりの支援の強化	
	Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり	iii 安全安心なまちづくりの推進	5 災害時における避難行動要支援者等への支援の強化	⑨避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と適正な利用	
					⑩避難情報の提供
					⑪AEDを使用した救急救命措置方法等の普及
			6 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	⑫ユニバーサルデザインの普及やバリアフリーの推進	
				⑬除雪支援の推進	
		7 福祉事業者の育成と支援		⑭岩見沢市社会福祉協議会との連携の強化	
		iv 地域の福祉を担う人材の育成	15 社会福祉法人の公益的な取り組みへの支援の強化	⑮社会福祉法人の公益的な取り組みへの支援の強化	
				8 市民の健康増進	⑯健康経営都市の推進
				⑰セルフヘルスケアの推進	
		Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり	v 地域福祉の理念の普及と共有化	9 福祉教育の推進	⑱学校との連携による福祉教育の実践
					⑲福祉について考える場や機会の提供
	10 権利擁護及び虐待防止の普及啓発			⑳成年後見制度の普及と市民後見人の養成の推進	
					㉑地域包括支援センターの機能充実
				㉒虐待防止の啓発	
	vi 福祉活動への参加の促進		11 町会・自治会などによるコミュニティ活動の充実	㉓配偶者等からの暴力の防止に関する取組みの強化	
				㉔地域における見守り活動や防犯活動の推進	
				㉕地域における環境美化活動や除排雪事業の支援	
			12 ボランティア活動の普及	㉖ボランティア活動の担い手育成の強化・支援	
					㉗ボランティア情報などの提供

第4章 施策の展開

計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

基本目標ⅰ 安心して利用できる福祉サービスの充実

市民のだれもが、福祉サービスや制度について十分に理解し、必要に応じてサービスを利用できる仕組みづくりを進めます。

基本施策1 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供

市民が抱える困りごとを、気軽に相談できる身近な相談窓口として、民生委員・児童委員の役割や活動内容について周知を広めるとともに、市役所や社会福祉協議会、民間事業所のサービス内容や相談窓口について、広報いわみざわやホームページ、各種パンフレットの活用、地域のニーズに応じた研修会を開催するなど、必要な情報の提供に努めます。

① 民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員（※以下、民生委員）は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、地域の身近な相談窓口として地域の一員という立場で、市民の見守り活動や相談内容を専門機関につなぐ活動、地域住民の居場所や仲間づくりの活動などを行っています。

地域における民生委員の活動が円滑に進められるよう、福祉サービスや利用できる制度の情報提供を行うほか、関係機関への連絡・調整支援等による連携強化を図ります。

また、多岐にわたる民生委員の活動について、市のホームページなどを通じて広く周知し、活動しやすい環境づくりを進めるとともに、全国民生委員児童委員連合会等が行う研修会への参加・協力により委員の資質向上に努め、活動の充実を図ります。

② 福祉に関する情報の提供
<p>市民が必要とする福祉サービスを必要な時に安心して利用できるように、市民の求める福祉情報を把握し、福祉サービスの内容や利用の仕方について、広報いわみざわやホームページ、パンフレットなど、さまざまな年代の人が利用しやすいように分かりやすく情報を提供します。また、民生委員を通じた施策の周知・利用啓発を行い、地域の身近な場所での困りごとの相談をできる場の提供に努めます。</p>

基本施策2 重層的な見守り・支援のための仕組みづくり
<p>市民一人ひとりが、地域の一員であるという意識を持ちながら、地域とのつながりを実感・共有できる地域づくりを目指すとともに、市民、行政、事業者等が連携・協力し、必要な情報の提供や相談体制の充実を図り、複雑化する課題に対応した、包括的かつ重層的な支援体制づくりを進めます。</p>
③ 多機関連携による包括的な支援体制の構築
<p>高齢・障がい・子ども・生活困窮など、それぞれが抱える様々な問題や、ケアラー・ひきこもり・その他の社会的孤立を防ぐため、民生委員が行う見守り活動に加え、見落としのないきめ細かな支援ができるよう、町会・自治会・医療機関・企業・行政などの組織が協働し、制度の狭間に対応するための横断的連携体制（※）の構築を進めます。</p> <p>※横断的連携体制：同じ目標に向かって、情報共有・協働することに加え、全市的な課題と向き合うべく他機関とつながりながら複数部門をまたいで、それぞれの機能・役割を調整していく体制</p>
④ 定期的なニーズ調査の実施
<p>民生委員や町会・自治会などとの連携を密にし、地域での見守り活動から得られた情報を共有化するとともに、高齢者の生活実態や子育て相談・支援などに関する課題を把握し、地域における課題解決に向けて、伴走型支援（※）による問題の早期発見に努めます。</p> <p>※伴走型支援：深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援</p>

基本目標 ii 福祉サービスを確実に提供するための支援の強化

複雑化・多様化する市民のニーズに的確に応えるため、援助を必要とする人々に積極的に働きかけ、利用者に必要なサービスの提供に努めるとともに、福祉サービスの適切な利用に向けた支援体制の強化を図ります。

基本施策3 生活に困りごとを抱える方への支援

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者や、高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの低下を背景とした社会的孤立など、生活に困りごとを抱える方の早期発見に努め、地域や関係機関、行政が連携して問題解決に向けた支援を行います。

⑤ 生活困窮者自立支援事業の実施

岩見沢市生活サポートセンターリンクの役割や支援の内容をホームページやポスター、パンフレット等により周知し、支援を必要とする人が早期に適切な支援を受けられるよう努めます。

また、社会資源の活用や関係機関と連携しながら、生活困窮者やその世帯が抱える多様かつ複合的な課題に包括的・継続的に対応し、自立の促進を図ります。

⑥ 子どもの貧困対策の強化

保育所や幼稚園、学校、地域において、子どもたちに関わる大人が、さまざまな立場から、子どもたちの抱える問題を早期に発見し、各種手当の支給や助成制度による経済的支援及びボランティアによる支援活動、学習機会の提供や相談体制の充実などにより、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、行政や学校、事業所などの各機関が連携して子どもとその家庭の支援を進めます。

⑦ 再犯防止の推進

行政と関係団体とが連携し、犯罪や非行の防止に加え、犯罪や非行をした人が社会に復帰する際、地域で孤立することがなく生活することができるよう切れ目のない支援体制について検討し、再犯防止活動の推進を図ります。

基本施策4 高齢者等の孤立の防止

さまざまな世代の人々が、互いに役割を持ち、関わり合い、支え合って生きるという連帯意識の普及に努めるとともに、高齢者が進んで地域の活動に関わっていけるよう、生きがいづくりや、地域での交流への参加を支援するなど、地域全体で高齢者を支え、見守ることのできる地域づくりを支援します。

また、高齢者自身の自立の意識を高め、高齢者が相互に見守り合い、支え合うことのできる地域づくりが推進されるよう働きかけていきます。

⑧ 集いの場づくりの支援の強化

町会・自治会や老人クラブ、社会福祉協議会のサロン事業、通いの場等、地域での活動への参加促進、活動の充実を図るとともに、住民が個々に持つ趣味や知識・特技等を活かし、主体的に活動することができる集いの場づくりを支援します。

計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり

基本目標Ⅲ 安全安心なまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人など、災害時に自力で避難することが困難であり避難に支援が必要な「避難行動要支援者」一人ひとりの状況に応じた支援体制の構築やユニバーサルデザインを取り入れた施設整備などにより、市民のだれもが安全に安心して生活することができるまちづくりを進めます。

基本施策5 災害時における避難行動要支援者等への支援の強化

避難行動要支援者の心身や世帯の状況を把握し、地域や関係機関と情報を共有することで、災害時における迅速かつ的確な避難支援ができる体制の強化・構築を図ります。

⑨ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と適正な利用

平時より、避難行動要支援者名簿を作成するほか、避難行動要支援者一人ひとりの調査を行い、本人同意のもと個別避難計画を作成します。個別避難計画及び名簿については、町会・自治会、民生委員や消防、警察、社会福祉協議会などに提供し適正に利用することで、避難支援の体制強化を進めます。

⑩ 避難情報の提供

災害発生の恐れが生じた場合には、本市の有する多様な情報伝達媒体（緊急告知 FM ラジオ、防災 FAX、岩見沢市メールサービス、緊急速報メール、ホームページ、SNS、街頭放送）等を使用した迅速な情報の伝達に努めるとともに、民間の事業者や団体等の協力を仰ぎ、外国人や障がいのある人など情報弱者と言われる人々にも、災害情報が的確に伝達される体制の整備を進めます。

<p>⑪ AEDを使用した救急救命措置方法等の普及</p>
<p>消防や日本赤十字社岩見沢地区等の関係機関と連携した救命講習を行うことにより、使用方法の周知を進めて救命率の向上を図るなど、市民の生命を守る体制の充実に努めます。</p>
<p>基本施策6 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進</p>
<p>だれもが、安全安心な地域生活を送ることができるよう、ユニバーサルデザイン（※）によるまちづくりを推進します。また、冬期間も安心して暮らせるよう、除雪支援の取組みを推進します。</p> <p>※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。</p>
<p>⑫ ユニバーサルデザインの普及やバリアフリーの推進</p>
<p>障がいのある人もない人も共に尊重し合い、共に暮らせるまちづくりを推進するため、意思を伝達するためのカードや段差解消のためのスロープ設置などの合理的配慮による環境整備に向けた支援や、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設等の整備を進めます。</p>
<p>⑬ 除雪支援の推進</p>
<p>高齢者や障がいのある人が、冬期間でも安全安心に生活できるよう、豪雪パトロールや除雪緊急支援などを行うとともに、自力で除排雪が困難な高齢者・障がい者世帯等に対する支援の充実に努めます。</p>

基本目標iv 地域の福祉を担う人材の育成

岩見沢市社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人との連携を強化し、地域福祉の重要な担い手である福祉事業者育成のための支援や、ボランティアと連携して市民の健康増進を図る事業を推進するなど、地域の福祉を担う人材の育成を図ります。

基本施策7 福祉事業者の育成と支援

人口減少、高齢化、地域社会の変容により、福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供するため、重要な役割を担う社会福祉法人などの福祉事業者を育成・支援し、社会福祉法人の責務とされている「地域における公益的な取り組み」を推進するとともに、地域福祉の核となる岩見沢市社会福祉協議会と連携し、地域福祉の推進体制強化に努めます。

⑭ 岩見沢市社会福祉協議会との連携の強化

岩見沢市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置される民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない組織であり、行政とともに地域福祉推進の核として、地域住民や地域団体、福祉事業者等と連携・協働した様々な活動を実施する重要な役割を担っています。

本市は社会福祉協議会の運営及び地域福祉活動を支援するとともに、岩見沢市地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の趣旨に基づき、持続可能で充実した地域福祉の推進体制強化に努めます。

⑮ 社会福祉法人の公益的な取り組みへの支援の強化

岩見沢市が所管する社会福祉法人に対し、適切な法人運営及びより良いサービスの提供を目的に、各法人の運営体制及び社会福祉事業等の内容について、監査・指導體制の充実を図るとともに、地域における公益的な取り組みの推進に努めます。

基本施策8 市民の健康増進	
	<p>「岩見沢市健康増進計画」に従い、市民一人ひとりがライフステージに応じた健康づくりへの取り組みを進め、いつまでも健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、市民の健康づくりを支援します。</p>
⑩	健康経営都市の推進
	<p>本市は、健康経営をまちづくりのテーマにすることにより、市民の健康を「まもる」だけでなく、市民が「いきいき活動する」ための取り組みを実践するとともに、地元企業の健康経営の取り組みを支援することにより、まち全体のポテンシャルを引き出し、「自立した自治体づくり」を目指しています。</p> <p>医療や介護等の公的サービス、健康診査やがん検診などの「まもる」健康、市民自ら健康づくりを進める「つくる」健康、環境づくり・人・地域・企業や啓発などを通じてこれらを「つなぐ」健康に基づく施策や事業を実施し、健康経営都市の推進に向けた取り組みを進めます。</p>
⑪	セルフヘルスケアの推進
	<p>健康づくりの拠点である「いわみざわ健康ひろば」を中心に、健康チェックや各種健診など実施するとともに、あらゆる年代が楽しみながら健康づくりに取り組むことができるよう、健康ポイントや健康まつりなどの取り組みを進め、セルフヘルスケアのサポートを進めます。</p>

計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり

基本目標Ⅴ 地域福祉の理念の普及と共有化

だれもが、助け合い、支え合いながら、明るく元気に暮らせる共生のまちづくりを実現するために、すべての市民が、お互いの価値観を認め合い、尊敬し合いながらともに暮らせる地域づくりを進めることの意義と重要性を共有できるよう、地域福祉の理念の普及と啓発を図ります。

基本施策9 福祉教育の推進

家庭や地域、学校などのさまざまな場において、すべての人々が差異や多様性を認め合い、孤独や孤立、排除から守られ、市民全体が連携して支え合うことが大切である、という考え方の共有化と定着化をめざした教育と啓発を進めます。

⑱ 学校との連携による福祉教育の実践

学校と地域のボランティアや関係機関が連携し、福祉施設の訪問や車いすの体験、除雪ボランティアなど、福祉について考えたり、体験したりする経験を通して、地域福祉及び地域共生社会への理解と関心を高める教育を進めます。

⑲ 福祉について考える場や機会の提供

福祉に関するセミナーや各種ボランティア講習会など、市民の福祉活動に対する関心を高め、活動に参加するきっかけとなるイベントや学習会を定期的で開催することに加え、共生社会の実現に向けて障がいの有無にかかわらず相互理解を深めるため、障がいのある方の芸術活動等を通じて自己表現や社会参加の機会を支援する取組みを行うなど、福祉の理念やボランティア活動の普及と充実に努めます。

基本施策10 権利擁護及び虐待防止の普及啓発	
	<p>社会的に弱い立場にある人々に対する身体的・精神的暴力等を防止するために定められた法律や制度について、その趣旨や利用の仕方を周知すること等により、権利擁護と虐待防止についての普及と啓発に努めます。</p>
⑳	<p>成年後見制度の普及と市民後見人の養成の推進</p> <p>認知症高齢者など判断能力が十分でない人の生活や財産が守られるよう、「成年後見支援センター」を中心に、さまざまな困りごとに関する相談支援や成年後見制度の利用に関する申立手続の支援を行うとともに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念を踏まえ、制度普及のための講演会や研修会の開催、広報いわみざわやホームページ等による情報の発信を行います。</p> <p>また、地域の身近な権利擁護の担い手として市民後見人の育成を進めます。</p>
㉑	<p>地域包括支援センターの機能充実</p> <p>高齢単身者や高齢夫婦の世帯が増加し、複雑・多様化する高齢者の相談に対し、市内5か所に設置した「地域包括支援センター」において、民生委員、医療、介護、行政など関係機関が連携し、適切なサービスにつなぐための支援体制の拡充を進めます。</p> <p>また、認知症高齢者への対応として、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームが認知症の早期診断、早期対応に向けた支援を行い、広報いわみざわやホームページ等で情報提供を行います。</p>
㉒	<p>虐待防止の啓発</p> <p>子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待防止などの権利擁護に関し、児童相談所、民生委員、学校などの教育機関、病院、障がい福祉サービス事業者、介護事業者など、関係機関や組織によるネットワークの活用、連絡体制の強化により、虐待の早期発見、早期対応に努めます。</p>

②③ 配偶者等からの暴力の防止に関する取組みの強化

配偶者等からの暴力を防止するため、被害者が早期に相談・支援につながるができるよう、本市や学校などの教育機関、病院、民生委員等と緊密な連携を図るとともに、広報いわみざわやホームページ等で情報提供と意識の啓発に努めます。

また、道立女性相談援助センターや警察、児童相談所等の関係機関と連携し、被害者の安全確保と自立に向けた相談・支援を行います。

基本目標vi 福祉活動への参加の促進

地域福祉を推進する上では、市民の福祉活動への参加が必要不可欠です。

町会・自治会などのコミュニティ活動やボランティア活動が活発に行われる地域をめざし、日々の交流や活動を通じて、地域における助け合い、支え合いの輪が広がるよう支援するとともに、ボランティア活動などに参加したいと考えている市民が、必要な情報を得て、それぞれの状況に応じた活動に安心して取り組むことができるように支援を強化します。

基本施策11 町会・自治会などによるコミュニティ活動の充実

一番身近な地域単位である町会・自治会の、高齢者の各種活動の継続を推進するとともに、安否確認や児童の見守り、近所への声かけなどの活動や、地区協など町会・自治会の連携した活動が活発に進められるよう支援します。

②④ 地域における見守り活動や防犯活動の推進

近年巧妙化し被害が拡大している特殊詐欺や、悪質化している窃盗などの犯罪、子どもを対象とした事件から市民を守るために、警察や金融機関、学校、町会・自治会などの関係機関・組織との連携を一層密にし、防犯パトロールや子どもの見守り活動の実施、防犯に関わる情報の共有を行うなど、地域における防犯活動の強化を支援します。

②⑤ 地域における環境美化活動や除排雪事業の支援
<p>地域におけるゴミ拾い、花壇づくりなどの環境美化活動や、除雪ボランティア活動など、市民が主体となった住みよい地域づくりのための活動の充実を図ります。</p>

<p>基本施策12 ボランティア活動の普及</p>
<p>ボランティア活動の普及・推進の拠点として、岩見沢市社会福祉協議会が運営する「岩見沢市ボランティアセンター」におけるさまざまな取組みの情報をわかりやすく市民に伝え、「ボランティア活動に取り組みたい」と考えている人々が活動しやすい環境を整えるなど、ボランティア活動の普及に努めます。</p> <p>また、各種の講座や研修会、学校での総合的な学習における福祉体験学習などの取組みへの支援を通じて、ボランティアに関する市民の理解と関心を高め、ボランティア活動の担い手となる人材の育成を進めます。</p>
②⑥ ボランティア活動の担い手育成の強化・支援
<p>「岩見沢市ボランティアセンター」などが開催する、「ボランティア活動の普及・推進」及び「必要となる知識・技術を学ぶための講座・研修会」や「地域や学校等で行われる福祉体験学習」などの取組みに対して助言・講師派遣などの支援をするとともに、広報いわみざわやホームページで周知を行い、ボランティアが安心して活動できる環境を整備するため関係機関と連携を図りながら、ボランティア活動の担い手の確保・育成に努めます。</p>
②⑦ ボランティア情報などの提供
<p>多くの市民がボランティア活動に参加できるよう、また、ボランティアを必要としている人が適切な支援を受けられるよう連絡調整を行う「岩見沢市ボランティアセンター」に登録している団体などが、安心してボランティア活動ができるように支援するとともに、ボランティアセンターが把握している情報を広報いわみざわやホームページ、SNS やチラシなどを使って積極的に発信し、ボランティア活動を行いやすい環境づくりを整えます。</p>

第5章 | 計画の継続的な推進と評価

1 市民、事業者、行政（市）による計画の推進

社会福祉法第4条において、地域福祉の推進の主体として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」が規定され、同法第107条には市町村が地域福祉計画を策定することが規定されています。

地域福祉を推進していくためには、市民、事業者、行政（市）がそれぞれの立場で、さまざまな地域での課題解決のために何ができるかを考え、包括的かつ重層的な支援体制のもと、お互いに連携・協力し、解決策を見つけ、行動することが重要であり、それこそが、子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、市民のだれもが、地域で助け合い、支え合いながら、一人ひとりが自分らしく、健康で明るく元気に、充実した生活を送ることができる共生のまちづくりの第一歩です。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、人は一人では生きていけず、お互いの協力が必要だという認識を持ち、自分には何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉を実現することが期待されます。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの供給主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により、総合的なサービスの提供を行うことが求められます。
また、どのようなニーズがあるかを積極的に把握することも重要です。

(3) 行政（市）の役割

市は、地域共生社会の実現に向け、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努める必要があります。

そのために、市民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるように、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

2 社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

岩見沢市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、本計画の目標を実現するためには、計画の各分野において、社会福祉協議会が市民、ボランティア、福祉団体などと協働して役割を担うことが求められます。

岩見沢市社会福祉協議会と市が相互に連携しながら、本計画に基づく施策の実現をめざします。

3 計画の進捗状況の把握と評価

岩見沢市地域福祉計画について実行性を高め、円滑で確実な実施を図るためには、適切に進捗等を管理する体制が必要です。

まず、今回策定された計画（Plan）を、市民、事業者、行政が、それぞれの役割に応じて、具体的な行動や実践活動などの実行に移し（Do）、計画の達成状況や進捗状況について、所管部局への進捗状況調査等により評価・点検を行い（Check）、評価・点検結果を踏まえ、必要に応じて適宜見直し等の改善を行う（Act）といった、いわゆる「PDCA サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた着実な推進に努めます。

4 財政基盤の確立

岩見沢市地域福祉計画に基づく、地域福祉の推進のために、計画に規定されているそれぞれの具体的な施策の費用対効果を十分に検討した上で、限られた財源の配分と施策の実施を効率的・効果的に行うように努めます。

岩見沢市地域共生社会推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 岩見沢市における地域共生社会の実現に向けた地域づくり、包括的な支援体制の整備、複合・複雑化した支援ニーズに対応する重層的な支援体制の構築等を目的として、岩見沢市地域共生社会推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項に関し、協議、調整、調査、情報交換等を行う。

(1) 次に掲げる岩見沢市保健福祉関連計画の策定、進捗管理、見直し等に関すること

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による、岩見沢市地域福祉計画

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条の規定による、岩見沢市障がい者福祉計画

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による、岩見沢市障がい福祉計画・岩見沢市障がい児福祉計画

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20の8及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による、岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

オ 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定による、岩見沢市健康増進計画

(2) 市からの諮問等による福祉・健康施策等に関する検討及び答申に関すること

(3) 福祉・健康施策等に関する独自提言に関すること

(4) 社会福祉法人からの要請に基づき、社会福祉法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業の内容及び事業区域における需要に

ついて意見すること

- (5) その他、福祉・健康施策等について必要と認められる事項
(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 福祉関係団体、自治組織、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者

(3) 公募により選任された市民

3 委員の任期は5年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

6 協議会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

7 協議会で得た個人情報その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

岩見沢市地域共生社会推進協議会 委員名簿

No.	氏名	所属団体等
1	鈴木 哲平	北海道教育大学岩見沢校 准教授
2	牧 雄 司	岩見沢市医師会 理事
3	野崎 岳央	岩見沢歯科医師会 会長
4	水島 久美	北海道薬剤師会南空知支部 支部長
5	◎出口 智	岩見沢市社会福祉協議会 事務局長
6	石若 俊信	岩見沢市老人クラブ連合会 会長
7	西岡 和代	岩見沢市民生委員児童委員協議会 副会長
8	木村 聡	岩見沢商工会議所 副会頭
9	米内山 定雄	岩見沢市町会連合会 会長
10	湯藤 京子	岩見沢市保健推進会 会長
11	森口 悦子	健康と福祉を高める市民会議 代表委員
12	奥田 知靖	岩見沢市子ども・子育て会議 委員
13	○佐藤 惠三	岩見沢市障がい者福祉施策推進懇話会 会長
14	河原 栄美子	公募委員
15	南 美紀	公募委員

◎会長 ○副会長

岩見沢市 第2期 地域福祉計画

令和6年3月 策定

北海道 岩見沢市